

3. 精神保健医療福祉の現状と課題

○木村美智子（関西福祉大学看護学部）

I. はじめに

わが国の精神保健・医療・福祉の歴史を振り返ると、患者の社会復帰よりも社会防衛的側面に重きを置き、入院治療という保護を目的としていた。1984（昭和 59）年に宇都宮病院の事件が発覚し、ようやく精神障害者の人権に配慮した法律が 34 年ぶりに改正され精神保健法が制定された。

1993（平成 5）年に身体障害や知的障害と同じく精神障害も同格となり、精神障害者にも自立と社会参加の促進のための援助がなされるよう、1995（平成 7）年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）が施行された。法律が改正されるが、精神障害者の長期入院患者に対する社会参加のための施策の効果は期待できなかった。

厚生労働省は 2004（平成 16）年 9 月「精神保健福祉施策の改革ビジョン」を公表し、「入院医療中心から地域生活へ」という基本理念のもと、約 7 万人の精神障害者が退院できることを 10 年後の 2015（平成 27）年を目標に施策が進められてきた。本研究は、2015（平成 27）年を目前に「入院医療中心から地域生活へ」の施策の動向を明らかにし、文献検討より課題を提言する。

II. 研究方法

1. 研究デザイン：文献検討
2. 調査期間：平成 26 年 5 月～8 月
3. 対象文献：厚生労働省社会・援助局障害保健福祉部精神・障害保健課の精神保健福祉資料 630 調査：2004（平成 16）年～2012（平成 24）年、厚生労働省患者調査：2002（平成 14）年～2012（平成 23）年、兵庫県精神科病院協会ニュースレター：2013（平成 25）年～2014（平成 26）年 6 月、日本精神科看護協会発行「精神科看護管理ニュース」：2014（平成 26）年 4 月 1 日～7 月 31 日。
4. 分析方法：各文献より 2004（平成 16）年から 2012（平成 23）年の精神保健医療福祉の動向を精神病床数の変化、入院期間、疾患別入院期間と年齢、再入院の動向、入院形態と入院期間等の推移を分析し看護援助を検討する。

III. 結果

厚生労働省社会・援助局障害保健福祉部精神・障害保健課の精神保健福祉資料 630 調査、厚生労働省患者調査を基に調査した結果、2005（平成 17）年の精神病床は 32 万 5 千人であった。「精神保健福祉施策の改革ビジョン」を実施 7 年後の 2011（平成 23）年には、精神病床数は 29 万 4 千人となり 3 万 2 千人が減少した。しかし、厚生労働省の目指す 7 万人の目標には隔たりがあった。また、入院期間では「1 年未満」の退院者が増加したが、統合失調症の 65 歳以上で「1 年以上 5 年未満」「5 年以上」のいずれの入院期間とも増加の傾向にあった。

IV. 結論

2004（平成 16）年 9 月の「精神保健福祉施策の改革ビジョン」における「入院医療中心から地域生活へ」の施策は、歴史的時代背景が「入院医療中心から地域生活へ」を阻んでいた。

今後 65 歳以上かつ 1 年以上の精神障害者への退院支援中心の看護援助が重要になると考える。